

**国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」からの超小型衛星放出事業
事業者の選定
公募型企画提案に係る企画提案要請書**

2024年7月22日
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
有人宇宙技術部門長 松浦 真弓

本企画提案への参加を希望する者(以下「応募者」という。)は、下記に基づき企画提案書等を宇宙航空研究開発機構(以下「JAXA」という。)に提出してください。

— 記 —

1. 公募の概要

- (1) 件名: 国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」からの超小型衛星放出事業 事業者の選定
- (2) 公募の目的:
JAXAは、「きぼう利用戦略」(2024年3月第4版制定)に基づき、国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」からの超小型衛星放出事業を引き続き推進します。2018年度に事業者2社を選定し事業を推進いただいた結果、ユーザの幅が大きく広がりました。2025年からの事業では、ユーザの更なる拡大を目指して費用負担を見直し、新たに事業者公募いたします。
事業者には、次項以降に示すJAXAが定める前提条件の範囲で、提供可能なサービスの内容、ビジネスモデル及びサービス料金等の企画提案をいただきます。JAXAは、提案内容を評価し、事業者を選定いたします。

2. 配布資料

配布資料をご希望の事業者は4.3項「超小型衛星放出事業者公募窓口」までご連絡ください。

- (1) 事業者選定 評価基準表
- (2) 超小型衛星放出プラットフォームの概要
※ 超小型衛星放出機構と超小型衛星のインタフェースに係る技術情報はJEMペイロードアコモデーションハンドブック-Vol.8- 超小型衛星放出インタフェース管理仕様書: <https://humans-in-space.jaxa.jp/kibouser/library/item/jx-esp8e.pdf> (JX-ESPC-101132-E)を御参照ください。
- (3) 国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」からの超小型衛星放出事業 事業者公募に係る前提条件(当該資料のうち、別添2の資料は、JAXAとの間で秘密保持契約(別紙様式4)を締結した場合配布します)。
- (4) 国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」からの超小型衛星放出事業に関する基本協定書(案)(JAXAとの間で秘密保持契約(別紙様式4)を締結した場合配布します)
- (5) 国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」からの超小型衛星放出にかかる取引基本契約書(案)(JAXAとの間で秘密保持契約(別紙様式4)を締結した場合配布します)

- (6) 国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」からの超小型衛星放出事業 事業者選定基準

3. 応募資格要件

応募者は、次の要件をすべて満足する法人を対象といたします。

- (1) 日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する法人であること。
- (2) 全省庁統一資格の「役務の提供等」でD等級以上の資格を有している者であること。
- (3) 別紙様式2「基本協定並びに取引基本契約書締結に係る意思表示」により、配布資料(4)、(5)の案により基本協定書及び取引基本契約書を締結する意思が表明されていること。
- (4) 共同企業体で応募する場合の要件は次のとおり。
 - 共同企業体で応募する場合には、その構成員の中から代表者(代表企業)を選定すること。
 - 共同企業体の代表者は、本業務に係る主契約企業としてJAXAとの連絡・調整等を行うこと。また、他の構成員のマネージメントを行うこと。
 - 共同企業体に海外法人が含まれる場合は、当該海外法人が輸出貿易管理令別表第三に定める国の法人であること。
 - 共同企業体を構成する法人間において、契約相手方として選定後にその結成及び運営等について協定を締結すること。
- (5) 以下の欠格事由に該当しない者(共同企業体での応募時はその構成員を含む)こと。
 - a) 応募案件の内容に関し、法令違反、知的財産権等の権利侵害、又は契約上の義務違反がある者、また、第三者からかかる違反等の申告を受けている者。
 - b) 反社会的勢力である者、反社会的勢力との間に過去・現在又は直接・間接を問わず、取引、金銭の支払い、便益の供与その他一切の関係又は交流がある者、また、反社会的勢力に属する者又は反社会的勢力との交流を持っている者が役員に選任され、従業員として雇用され又は経営に関与している事実がある者。
 - c) 刑罰法規の違反、公序良俗に反する行為を行っていない者。
 - d) 「きぼう」を利用したサービス提供業務等を実施する上で、事業者が海外の法人・団体又は個人と、契約・協定等の協力関係にある場合、次の条件に該当する者
 - (ア) 海外の法人・団体又は個人が、安全保障貿易管理に関する法令等に基づく国連武器禁輸国・地域 に該当する国・地域の者
 - (イ) 安全保障貿易管理に関する法令等に基づき、機構の技術情報の提供ができない者
 - e) 機構との過去の契約関係又は協力案件で、契約条件の違反、機構への不当な要求、根拠のない裁判上の係争等を行った者。
 - f) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の者。破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始その他これに類する法的整理手続開始の申立てがある者、その資産について仮差押え、保全差押え若しくは差押えの申立て又は公租公課の滞納処分を受けている者、その他信用状態の著しい悪化を生じている者。
 - g) その他、機構が不適切と判断した者。

4. 提案にあたっての要求事項

応募者は、4.1 項及び 4.2 項に掲げる資料(以下「企画提案書等」という。)を PDF 化し、電子メールで提出してください。

4.1 企画提案書:

(1) 提案について

2018年から2024年まで、事業者2社による超小型衛星放出事業を実施中であるが、2025年以降は費用負担を変更したうえで新たに事業者を募集する。なお、JAXAが直接実施する国際貢献事業等の一部の利用事業の支援については、本提案の範囲外とする。

配布資料(3)「国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」からの超小型衛星放出事業事業者公募に係る前提条件」に示す前提条件の範囲で、本資料1.(2)項に示す目的を達成するために以下の各項目に対する提案を行うこと。

① 応募資格要件

3項に示す要件を満足すること。有資格者であることを証明するため、企画提案書に加えて、4.2項に定める日本国内の法人登録情報(現在事項証明書、全省庁統一資格(競争入札参加資格))及び共同企業体で応募する場合は、共同企業体の結成及び運営等について定めた協定書(コンソーシアム契約)案を提示すること。

② 前提条件

事業計画の前提条件についてまとめること。

③ 事業コンセプト・ビジョン

事業コンセプトやビジョン(理念や本事業化で何をしたいのか等の基本方針を含む。)を示すこと。また、それらが事業者公募の趣旨に適合していること。

④ 事業モデル

事業が持続していくためのビジネスモデル(※)とその実現方策を具体的に示すこと。ユーザにとっての魅力ある付加(付加価値性の高い)サービス内容とサービス価格を示し、事業として成立することを示すこと。

※ビジネスモデル俯瞰図(商流・物流・金流を示し、誰にどのようなサービスを提供し、どのように対価を得るのか、その対価がどのように消費され、最終的に収益として留保され、事業が継続して回るのか)等を用い、分かりやすく記載すること。

⑤ 技術力

配布資料(3)別紙1のWBSのユーザーインテグレーションの項目に示されている事業者の役割をどのように実施可能か、ユーザへの支援内容を具体的に示すこと。

⑥ 市場分析/販売戦略

国内・海外の市場規模と市場成長性の動向を把握したうえで、具体的な数値情報に基づいた販売戦略・販売計画を立案すること。

⑦ 事業実施体制

事業開始時点からの事業実施体制(体制図、組織図、担当人数等)の準備計画について、具体的に示すこと。また、企業や担当者の経歴なども踏まえ、事業実施が可能であることを示すこと。更に連携先がある場合は、連携先の選定理由、連携先との役割分担、連携先の体制等の詳細を具体的に示すこと。

⑧ 財務計画

3年~5年間の財務計画(売上・営業損益等が分かるシート)について、それぞれの内訳根拠(例:売上=単価×個数、売上原価にJAXAに対する費用負担、外注費、材料費等の原価や費用が織り込まれている、販売管理費に事業実施体制の陣容や事業モデルに係る間接経費が織り込まれている)とともに具体的に示すこと。また、企業の実績や財務安定性を示す直近の決算書等のエビデンスを示すこと。

⑨ リスク分析

外部要因(国内外の政治・社会情勢、経済環境、技術革新、市場、競合等)と内部要因(組織、商品、サービス、資金等)から考えられる事業リスク並びに実効性のある対応策を具体的に示すこと。

(2) 形式に関する注意点

以下に示す注意点に留意して提出してください。

- ① 配布資料(3)「国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」からの超小型衛星放出事業 事業者公募に係る前提条件」に基づき提案書を作成すること。
- ② 様式は、4.1 項(1)②～⑨については事業計画書フォーマット(別紙様式 1)に記載するものとし、配布資料(1)「事業者選定 評価基準表」に示す評価ポイントに留意しながら、分かりやすく示すこと。
- ③ 記載内容を補足する資料(パンフレット、投資家向け資料等)があれば、積極的に添付すること。
- ④ 提出資料に対する JAXA からの照会先について、住所、会社名、部署名、責任者名、電話番号及び電子メールアドレス号を明記すること。

4.2 応募資格書類

- (1) 法人の現在事項証明書の写: 1 部
- (2) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)の写: 1 部
- (3) 基本協定並びに取引基本契約書締結に係る意思表明書(別紙様式 2): 1 部
- (4) 共同企業体の結成及び運営等について定めた協定書(コンソーシアム契約)案(共同企業体での応募の場合): 1 部

4.3 企画提案書等の提出先

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
有人宇宙技術部門 きぼう利用センター「超小型衛星放出事業者公募窓口」担当
Email: jssodkoubo@ml.jaxa.jp

4.4 企画提案書等の提出期限

2024 年 9 月 9 日(月)12 時(必着)

4.5 秘密保持

当該提案に応募者が保有する秘密情報が含まれている場合は、JAXA との間で秘密保持契約書(別紙様式 4)を締結した上で、当該情報が含まれる企画提案書の該当ページ右上に「第三者開示制限」と記すこと。

なお、企画提案全体を秘密情報とする場合は、企画提案書の表紙に「第三者開示制限」と記す方法をもって各ページへの個別の表示に代えることができるものとする。

5. 説明会開催日時及び開催場所

本公募に係る応募者向け説明会を以下のとおり開催する予定です。応募の意思のある方はご参加ください。

<予定>

日時:2024 年 8 月 6 日(火)13 時~14 時

方法:teams 等によるオンライン

説明会への参加を希望する方は、2024 年 8 月 1 日(木)12 時までに 4.3 項の担当者に参加希望の旨を連絡ください。折り返し接続先をお知らせします。

6. 質疑応答

本公募に関する質問については、以下のとおり受け付けます。

(1) 質問について

- ① 質問のうち重要なものについては、JAXA 指定の書式(別紙様式 3)又はこれに準じた質問書により行うこと。
- ② 質問のうち軽微なものに限り、電子メール等で行うことができる。
- ③ 質問の受付は、4.3 項の担当者が行う。
- ④ 質問の受付期限は、2024 年 8 月 1 日(木)12 時までとする。

(2) 回答について

前項①の質問に対する回答は、書面により行う。質問を行った者は、必要がある場合、JAXA からの回答に対し再質問等を提出し、企画提案書等提出時まで疑義のないようにすること。前項②の質問に対する回答は、電子メールにより行う。

(3) 通知について

各質問/回答について、その内容が公平性の観点から説明会に参加した全員に周知すべきであると JAXA が判断した場合は、内容を通知する。

7. 企画提案の評価等

- (1) 配布資料(6)に定める事業者選定基準に従い、企画提案書の評価を行い、事業者を選定する。
- (2) 評価を行うために必要がある場合には、企画提案書等の内容等についての質問や関連資料等の追加提出を求めることがある。
- (3) 評価の経緯及び評価内容等は原則公表しない。

8. 選定結果の通知

- (1) 前項の評価により決定した事業者の選定結果を個別に通知する。また、選定された法人名は後日 JAXA のホームページに掲載する。
- (2) 何らかの理由により前項による選定が出来ない場合又は当該選定を再度行おうとするときは、その旨を JAXA のホームページに掲載することにより通知する。
- (3) 選定結果通知予定日:2024 年 10 月 31 日(木)ごろ

9. 契約締結

- (1) JAXA と選定された法人との間で配布資料(4)「国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」からの超小型衛星放出事業に関する基本協定書(案)」、配布資料(5)「国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」からの超小型衛星放出にかかる取引基本契約書(案)」に基づき契約条件を調整する。
- (2) 本企画提案に基づく契約の締結は、JAXA の 2025 年度の予算が成立することを条件とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。

10. 企画提案書等の取扱い

- (1) 本企画提案要請書は、事業者選定のための資料提出を要請するものであって、直ちに企画提案書等の内容で契約を締結するものではない。
- (2) 企画提案書等の内容は、提出期限後の変更・差替えを認めない。
- (3) 4.5 項で識別された秘密情報については、JAXA は、事前に書面による提案者の同意なしに第三者にこれを開示し、または他の目的に転用しない。ただし、評価者に JAXA 以外の者が含まれる場合には予め守秘義務契約を締結した上で開示できることとする。

- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をした者は、JAXA が行う他の調達に関する競争参加資格の停止を行うことがある。

11.その他

- (1) 企画提案費用
本企画提案に要する費用は提案者の自己負担とする。
- (2) 環境への配慮
企画提案の内容が、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（通称グリーン購入法）第7条1項及び「環境物品等の調達の推進を図るための方針」（後者はJAXAの公開ホームページにおいて公開している。）に適合したものになるよう配慮すること。

以上

2024 年 月 日

宇宙航空研究開発機構 (JAXA)

「超小型衛星放出事業者公募窓口」担当 宛

**国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」からの
超小型衛星放出事業の企画提案募集**

別紙 事業計画書フォーマット

事業名	どんな事業かを示す事業名を記載ください。
提案代表者	【企業名】
	【所属／役職】
	【氏名】
	【所在地】
	【TEL】
	【E-mail】

事業計画書
<p>(1) エグゼクティブサマリー (事業概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業計画の要約として、ターゲットとするユーザにどのようなサービス・商品を提供する事業なのか、加えて、市場性、競合分析、営業戦略、短期的・中期的目標、資金調達、課題などを示す。1 ページ以内。【会社概要があれば別途添付のこと】
<p>(2) 前提条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業開始に向けて、事業計画の前提（自己の現状ポテンシャル・実力）を記載してください。過去の支援実績があればそのリストと具体的な支援内容等を示してください。
<p>(3) 事業コンセプト・ビジョン</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業コンセプト・ビジョンを簡潔に記載してください。本事業への参画を通して、2030 年以降の自社宇宙事業（J-SSOD に限らない）生かす計画があればご記載ください。 ➤ 想定ユーザ向けのビジネスの実現性についてもご記載ください。
<p>(4) 事業モデル</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業モデル（ユーザは誰で、どのような市場に、どのような商品・サービスを、どのような方法（販売・流通チャネル、営業体制）で提供し、どのように収益を上げ、事業として継続して回るのか、ユーザはどのようなベネフィットを得ることができるのか等）を具体的に記載してください。 ➤ ユーザからの要望の多い安全審査資料作成代行等を技術的に引き受け可能であれば、そのサービス価格等についてもご記載ください。

(5) 技術力

- WBS のユーザーインテグレーションの項目に示されている事業者の役割をどのように実施可能か、具体的に記載してください。自社内で整備しているマニュアルや技術継承の仕組み等があれば提示・説明してください。

(6) 市場分析・販売戦略

- 市場規模、市場成長性、競合状況、自社の強み・弱みの分析、並びに事業領域とするユーザーターゲットやどのようなチャネルを使ってユーザを獲得するか、ユーザに提示するサービス価格等の販売戦略並びに販売計画について、具体的に記載してください。

(7) 事業実施体制

- 事業実施体制（必要となる人数、職種、担当者の経歴もしくはどのような人を確保するか等）を具体的に記載してください。また、連携先がある場合はその選定理由、役割分担、体制等も記載してください。

(8) 財務計画

- 事業化後3～5ヵ年における年度別の財務計画（売上目標、営業損益（経費の根拠含む）等）、事業に必要な資金とその調達方法を記載してください。【実績を示すエビデンスとして、直近の決算書を添付のこと】

(9) リスク分析

- 外部要因（市場、競合等）と内部要因（組織、商品・サービス、資金等）から考えられる事業リスクとその対応策を記載してください。

(10) その他（オプション項目）

- 評価基準表に定められていない優位性、実現性が認められる新たな提案があれば記載してください。

基本協定並びに取引基本契約書締結に係る意思表示

2024 年 月 日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
有人宇宙技術部門長 松浦 真弓 殿

(会社名)

(職位)

(氏名)

印

国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」からの超小型衛星放出事業 事業者選定に係る公募型企画提案への応募を行うにあたり、本企画提案において事業者として選定された場合、本件提案要請書 2.(4)、(5)項の基本協定並びに取引基本契約書案により宇宙航空研究機構（以下「JAXA」という。）との間で基本協定並びに取引基本契約書を締結する意思があることを表明いたします。

なお、事業者選定の結果を受けて、本基本協定並びに取引基本契約書の文言修正が有り得ることも併せて承諾いたします。

以上

(別紙様式 3)

質問書

2024 年 月 日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
有人宇宙技術部門長 松浦 真弓 殿

(会社名)

(職位)

(氏名)

件名: 国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」から超小型衛星放出事業

No.	質問事項
(文書名) (ページ)	
(回答)	
(回答に対する諾否)	

秘密保持契約書

〇〇株式会社（以下「〇〇」という。）及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）は、国際宇宙ステーション「きぼう」日本実験棟からの超小型衛星放出の事業者（以下「事業者」という。）の選定過程において、〇〇及び機構（以下「本契約当事者」という。）の間で授受される秘密情報の取扱に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本契約は、事業者を選定するための公募型企画競争に係る企画提案要請（以下「本公募」という。）において、本契約当事者が授受する秘密情報及び秘密情報の取扱について定めることを目的とする。

(秘密情報)

第2条 秘密情報とは、本公募において、情報を開示する本契約当事者（以下「開示者」という。）が、開示者より情報を受領する本契約当事者（以下「受領者」という。）に開示する情報のうち、秘密であることが表示された情報をいう。ただし、次の各号の一に該当する場合は除外する。

- (1) 開示者から開示される以前に既に所有していたもので、係る事実が立証できるもの。
- (2) 開示者から開示される以前に既に公知のもの。
- (3) 開示者から開示された後に、自己の責めに帰し得ない事由により公知となったもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに開示されたもの。
- (5) 開示された情報によらず独自に創作したものであることが証明できるもの。

(秘密保持)

第3条 受領者は、開示者より開示された秘密情報を、善良な管理者の注意義務をもって保持し、開示者の書面による事前の同意を得た場合を除き、開示者から開示された秘密情報を、本公募以外の目的に使用してはならない。

- 2 受領者は、本公募のために秘密情報を知る必要のある自己の役員又は従業員若しくは職員に対してのみ秘密情報を開示できる。
- 3 受領者は、開示者の書面による事前の同意を得た場合を除き、開示者から開示された秘密情報を、第三者に開示又は漏洩してはならない。なお、受領者は、第三者に秘密情報を開示する場合、当該第三者に対して、本契約において自己が負う義務と同等の義務を課すものとする。
- 4 前3項にかかわらず、受領者は、法令又は裁判若しくは官公庁の命令により、相手方から開示された秘密情報の開示を要請された場合、当該法令又は命令の範囲内で、当該秘密情報を開示できる。この場合、当該開示先に対し可能な限りの秘密保持の措置を講

ずるとともに、開示する内容を速やかに開示者に通知する。

- 5 本条第2項及び第3項の規定にかかわらず、機構は、本公募の選定過程において、本契約に定める条件に従い、外部評価者に対し、秘密情報を開示することができる。ただしこの場合、機構は本契約のもとで自己が負う義務と同等の義務を当該外部評価者に課すものとする。

(返還)

- 第4条 受領者は、本契約の終了後、開示を受けた秘密情報（開示された秘密情報の複製物及びこれらの全部又は一部を含む電子媒体等を含む）を、開示者に返却又は破棄する。

(発明等の取扱)

- 第5条 受領者は、開示者の秘密情報に基づき、発明、考案、意匠の創作等の技術的成果が生じたときは、直ちに開示者に対して通知し、当該技術的成果の帰属及び取扱等について協議する。

(損害賠償)

- 第6条 開示者は、他の受領者が本契約に違反した場合、それにより被った直接的な損害の賠償に限り、当該受領者に請求できる。

(有効期間)

- 第7条 本契約の有効期間は、本契約の締結日より2025年3月31日までとする。ただし、本契約当事者間の合意により、途中解約又は延長することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、本契約第4条から第6条の規定は、本契約の有効期間終了後も、5年間有効に存続する。

(その他)

- 第8条 本契約は、本契約当事者間における物品の売買、役務の提供若しくは権利の許諾又はこれらの予約又は本契約に定めのない事項を約定するものではない。
- 2 本契約は、本契約に規定された義務に違反しない限り、本契約当事者が独自に又は第三者と類似の情報交換及び開発等の目的を追求することを制限するものではない。
- 3 本契約において開示された秘密情報は、開示者に帰属するものとし、開示者による秘密情報の開示は、本公募のために使用する権利を除き、秘密情報の譲渡、ライセンスその他いかなる権利を許諾するものではない。

(違反時の措置)

- 第9条 本契約当事者は、相手方本契約に定める義務に違反したと認められる場合には、違反の是正のための適切な措置を取るよう求めることができる。

(協議解決)

第10条 本契約に定めのない事項及び解釈上疑義が生じた事項については、本契約当事者間で協議し、解決する。

(合意管轄)

第11条 本契約及びこれに付随する一切の約定に関する紛争については、東京地方裁判所(本庁)を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、本契約当事者が記名捺印の上、各 1 通を保管するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

	【所在地】
(〇〇)	〇〇株式会社
	【代表者所属】
	【代表者役職・氏名】
	茨城県つくば市千現 2-1-1
(機構)	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
	有人宇宙技術部門
	事業推進部長 小川 志保